

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

## 核兵器ゼロ:

# 問題を難しくするな

# ステップ・バイ・ステップを超える議論を

「核兵器のない世界」の実現に向けてまたとない好機が到来している。その道が易しいものではないことを、本誌ではすでに述べてきているが、この時期における市民社会の役割について熟考が求められている。引き続き米国はじめ関係国の政策動向や政治交渉を注視することが必要であるが、市民社会には今もっと大局的な仕事が求められている。オバマ政権登場以後の数ヶ月の動向を考察するとき、オバマという政治指導力が発揮される政治空間を広げるために、市民社会は「核兵器廃絶の正統性」をクロージアアップするような課題設定を探求すべきであろう。

### 潮目の変化から潮流へ

2006年にスタンフォード大学フーバー研究所において、シュルツ、キッシンジャーらを含む元米政府高官や核問題専門家が集まった会議(レイキャビク・サミット<sup>1</sup>20周年会議)が、07年1月及び08年1月の「ウォールストリート・ジャーナル」の4人の元高官名のエッセイを生み出したことはよく知られている。この2年連続のエッセイは「核兵器のない世界」という言葉に改めて命を吹き込んだ。「核兵器のない世界」が、新たな核拡散と核使用の危険を予感させる現在の世界よりも確実に安全な世界であるというのが、彼らの基本メッセージであった。そのメッセージは、60年以上続く核兵器を頂点とする世界秩序の中に変化の潮目を創り出した。潮目の変化の背景には、そのメッセージが単なるビジョンではなく「行動なくしては、ビジョンは現実的であるとも、実現可能であるとも思われたい」という固い意思を伴っていたこと、しかもそれが政権中枢にいた高名な現実主義者たちからのものであったことが重要であったであろう。

そのような中でオバマ大統領が登場した。大統領の選挙公約でもあった「核兵器のない世界」に向けた政策は、まず就任直後に出示された24分野にわたる政策アジェンダ(オバマ・バイデン・アジェンダ)<sup>2</sup>の中に具体化された。その中で、「核兵器のない世界」は、外交政策の一部のみならず国土安全保障政策の一部としても描かれた点に注目すべきであ

ろう。「核兵器のない世界」の米国内政治における文脈は、「核テロを防止する」という目的を含むことを示しているからである。

そして4月5日、歴史的なプラハ演説<sup>3</sup>が行われた。演説は「核兵器のない世界」を訴えることのみを主眼として、米大統領が世界に向かって行った初めてのものである。オバマ自身、その道のりが長いことを自覚していることを示し、国内外の聴衆を意識した入念に準備された具体策を提示した。そして、大切なことであるが、実現のためには協力し合うことが不可欠であると訴えた。それは、対

### 今号の内容

#### 核廃絶—好機だから熟考を

【資料】豪新防衛白書(抜粋)

#### 核兵器使用非合法化への新アプローチ

レベッカ・ジョンソン

#### ジュネーブ軍縮会議に4つの作業部会

【資料】4.27中曽根演説(抜粋)

#### 安保理で北朝鮮制裁決議

【連載】被爆地の一角から(38)

#### 生物・化学兵器と核兵器は同等か? 土山秀夫

7月1日号は休みます。次号は7月15日合併号です。

話と協力は彼の政治文化であることを改めて印象づけた。

「我々の世界には立ち向かうべき暴力と不正義がある。我々は分断を受け入れるのではなく、自由な国家、自由な人々として協力して立ち向かってゆかなくてはならない」と述べた。「立ち向かうべき暴力と不正義」の一部が、アメリカにも存在していることを当然にもオバマ大統領は自覚しているであろう。

プラハ演説は広く世界に好意的に受け入れられた。それは5月4日から始まった核不拡散条約(NPT)再検討会議準備委員会に融和的な雰囲気を作り出すことに貢献したと言えるであろう。このようにして核軍縮問題は国際政治の中に一つの明確な潮流として存在することとなった。

## 数ヶ月からの教訓

1月のオバマ就任から数ヶ月が経過する中で、「この潮流をNGOはいかに有効に生かすべきか」という問いについて、私たちはすでにいくつかの重要な教訓を得てきた。

一つには、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准問題を巡って得られた、米国の状況への理解の前進がある。オバマ大統領が「核兵器が存在する限り、強力な抑止力を維持する」と繰り返し述べていることと、米国のCTBT批准(への障害)問題が密接に関係していることは、本誌でも指摘してきたように明らかなことである。

論理的には、抑止力維持方針が続く限り、米国の核兵器の信頼性と安全性の維持を核実験なしに保証できるかが問われることになる。米国内では、現在行われている科学的備蓄兵器管理プログラムで十分に保証できるという立場と、頑丈な信頼性代替核弾頭(RRW)に弾頭を総入れ替えすべきだという立場が存在している。しかし、一方でオバマ大統領は「新しい弾頭を作らない」と公約している。すると「新しい弾頭」の定義は何か、現在の管理計画の「寿命延長の再組み立て」の拡大解釈でやればよいというような姑息な議論が始まる。

ところが、CTBT批准問題に詳しいジョン・アイザックスは近著において<sup>4</sup>、米上院で批准に必要な3分の2を得るのに必要なものは、このような論理的議論による説得ではないとしている。必要なものは、忍耐強い政治の世界の駆け引きと取り引きであると言う。その例として彼は化学兵器禁止条約の批准(1997年4月)がどのような取り引きで勝ちとられたかを想起している。

どう評価するかはさておいて、このようなアメリカ政治の現実の中に核軍縮問題が置かれているという大きな状況認識は、私たちNGOにも必要なことであろう。

二つ目のこととして、日本やオーストラリアにおける拡大核抑止力(「核の傘」)への固執の根強さが、この情勢の中で改めて認識された。これは私たちに直結する課題の重みが増していることを意味している。

中曽根外務大臣の4月27日の演説は、具体的11項目に新味がない分だけ、北朝鮮や中国への警戒感が目立った(7ページに抜粋)。そして拡大抑止についてこう述べている。

「もちろん、核軍縮・不拡散を進めていく際には、現実の安全保障環境を踏まえる必要があります。先程述べた東アジアの状況にかんがみれば、我が国にとっては日米安全保障体制の下における核抑止力を含む拡大抑止が重要であることは言うまでもありません。」

これは、拡大核抑止の必要性をオバマ政権へのメッセー

2009年「国防白書」  
アジア太平洋の世紀において  
オーストラリアを防衛する:戦力2030  
2009年5月2日

### 米豪同盟と我が防衛

6.33 我々の直接的な防衛にとって同盟が意味するものは、諜報と技術におけるパートナーシップという同盟の核心にある連携した能力が利用できるということである。これによって、我々の直接の近隣、およびそれを越えたところにおける我々の戦略的能力を支えることができる。これは我が安全保障にとって掛け替えのないものである。

6.34 これは同時に、核兵器が存在する限りオーストラリアに対する核攻撃を抑止するために米国の核戦力に依存することができることを意味する。歴代の政府の下でオーストラリアの国防政策は米国との同盟における拡大抑止によって得られる防護の我が国にとっての価値を認知してきた。この防護は安定感と信頼感のある安全の保証を与え、オーストラリアがさらに重大で高価な防衛選択肢を考慮する必要性を長年にわたって排除してきた。

(訳:ピースデポ)

ジとする意図であると理解すべきであろう。

オーストラリア労働党政権が9年ぶりに「国防白書」を出した(5月2日)が、ここにも拡大抑止の必要性が確認された(関係部分を資料に掲載)。プラハ演説前であるが、オバマ政権の政策を知っての白書である。そこでは拡大抑止について次のように書いている。

「オーストラリアの国防政策は米国との同盟における拡大抑止によって得られる防護の我が国にとっての価値を認知してきた。この防護は安定感と信頼感のある安全の保証を与え、オーストラリアがさらに重大で高価な防衛選択肢を考慮する必要性を長年にわたって排除してきた。」

これは、拡大抑止がなければ核武装を考える必要があるという議論であり、米国が核抑止力維持の理由として強調してきた議論の側面支援となる。

NATOの現状については本誌前々号(5月15日号)で書いた。これらの状況が教えていることは、米国の主要な同盟国が、オバマ政権に核抑止力の維持を要求し続けるであろうという国際環境の現実である。

三つ目に、5月のNPT再検討会議準備委員会において、核兵器禁止条約の交渉開始など、飛躍を求める政府の声期待されたよりも弱かったという状況認識がある。NGOは、2010年のNPT再検討会議に向かって核兵器禁止条約(NWC)の交渉テーブルが実現するよう力を入れてきた。プラハ演説を受けて、準備委員会におけるNWC支持の広がりや兆候を見ようとしたが、大きな変化はなく、非同盟運動を中心とする支持の枠組みに留まった。

もちろん、重要な政治的背景として、オバマ政権の核戦略を規定する基本政策がまだ作成されていないということを見逃してはならないであろう。多くの軍縮派の国々が、今秋完成を目指して作成中とされるオバマ政権の「4年ごとの国防見直し(QDR)」と「核態勢見直し(NPR)」の結果、とりわけ、それをベースにした米ロ戦略兵器削減交渉の行方を見るまでは、現状から飛躍した議論を抑制する姿勢を見せたとしても不思議ではない。しかし、抑制を超えるほど積極的なリーダーシップが、米ロの外に現れてもよかつた局面にもかかわらず、それが困難であったことを示して

2010年とその先に向けて—

# すべての人々に対する安全の保証 核兵器使用を抑止する新たなアプローチ

(抜粋訳)



レベッカ・ジョンソン (アクロニム研究所代表)

出典 : [www.acronym.org.uk/dd/dd90/90sa.htm](http://www.acronym.org.uk/dd/dd90/90sa.htm)

(前略)

## 未来に向かって： すべての人々に対する安全の保証

安全の保証に関する従来型アプローチの問題は、それが時代に合わなくなっていることである。そこでは、NPTの認める5つの核兵器国(NWS)がいまだに脅威の源泉であると同時に、安全保証の供与者と見做される。しかし、世界は変化している。今では、核兵器を保有する国が8か国、あるいは9か国あり、NWSを含む多くの政府は——バラク・オバマ米大統領とゴードン・ブラウン英首相による最近の演説で明確に述べられているように——非国家主体が核爆発装置やその製造に必要な核分裂性物質を盗んだり闇市場で購入することによって起こり得る核テロリズムの潜在的脅威を深刻に受け止めている。ここで必要となるのは、NPTに加盟していない核兵器保有国であるインド、イスラエル、パキスタンに特別な地位を与えたと見みなされ

いる。

## 政治指導力を生かす道

このような数ヶ月の経緯を見たとき、核兵器ゼロに向かう道に関する議論を、従来の政治・外交の積み重ねの延長線上でのみ行うことの、不十分さを認識せざるを得ない。実際に進展が起こる場合は、NPT再検討会議であったり、ジュネーブ軍縮会議であったり、その他の政府間会議、政府の肝いりのセカンド・トラックであったりするであろう。したがってそれらを追跡し、分析することは絶えず必要である。しかし、これらを包囲したり、底流となったり、背景となったりする基本的な問題提起を含む活動が、今ほど求められる時はない。すなわち、市民社会は、「なぜ核兵器廃絶なのか」という国際規範に直接触れるような、包括的な課題設定をいま探求すべきであろう。


このような市民社会の精力的な探求は、オバマ大統領が政治指導力を発揮する政治空間を大きく広げるのに貢献するに違いない。ステップ・バイ・ステップの旧態を打破するには、強力な政治的指導力が必要であるが、そのためには「核兵器廃絶の正統性」を語る市民社会の声の広がり強い力となる。

ることなく、核兵器使用を禁止し、NPTの外にいる国家に対しても安全の保証を提供するメカニズムの信頼性の強化を図ることである。

前述のとおり、冷戦終結以後20年の間、一部のNWSの政府高官が提唱してきた核抑止や核使用の可能性を示唆するドクトリンや政策が、非核兵器国(NNWS)の間に重大な懸念を生んできた。とりわけ、ブッシュ政権による2001年の「核態勢見直し」や2002年の「国家安全保障戦略」は、核兵器搭載バンカーバスターのような新型兵器を開発しようとする動きとあいまって、核兵器使用の敷居が下げられつつあるのではないかと多くの懸念を呼んだ。このような動向に加え、核テロリズムの危険性は、オバマ大統領がブラハでいみじくも述べたように、「歴史の皮肉というべきか、世界的な核戦争の脅威は低下したが、核攻撃の危険性はむしろ高まった」という結論に多くの人々を導くこととなった。今求められるのは、我々すべてが直面するさまざまな核の脅威と、それが誰を標的とするものであろうと核兵器を使用させないということが、我々すべての共通の責

## 価値あるレベッカ・ジョンソンの論考

平和市長会議の「ヒロシマ・ナガサキ議定書」など核兵器禁止条約の交渉テーブルを求める運動は、間違いなくこのような問題設定の一つである。「グローバル・ゼロ」として知られる国際運動は、ひたすら弾頭数のゼロを合い言葉に世界的な声を組織しようとしている。その心もこのような文脈で理解することができる。北東アジアや中央ヨーロッパに非核兵器地帯を作ろうという運動も、このような規範作りの精神を持つ地域的試みである。

そのような意味で、国際人道法に帰って「核兵器の使用と威嚇の禁止」を求める新しい道を提起した最近の「レベッカ・ジョンソン」(アクロニム研究所代表)の論考は、注目すべきものである。多くの人に読んで頂きたい、著者の許しを得て以下に掲載する。(梅林宏道) 

注

- 1 1986年10月、レーガン大統領とゴルバチョフ書記長がレイキャピク(アイスランド)で行った会談。核兵器廃絶に合意した歴史的な会議として知られる。しかし、レーガンのスターウォーズ構想で破綻。
- 2 本誌322号(09年2月15日)に抄訳。
- 3 本誌326号(09年4月15日)に抄訳。
- 4 ジョン・アイザックス「CTBTの上院批准を勝ちとるための戦略」(『ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト』、09年4月15日)

## 核兵器保有国がドクトリンと政策において核兵器の果たす役割がなくなったと認識し、それを行動で示した時こそが真の転換点となる。

任であるとの認識に立った、新しい安全の保証のアプローチである。非核兵器国のみならず、核兵器を保有する国に住む人々に対しても真に信頼に足る安全を提供するような、普遍的なアプローチが必要である。対象が誰であろうと核兵器の使用を非難し、事実上非合法化する安全の保証が必要であり、それは、オバマ大統領と多くの政府、そして市民社会が提唱している「核兵器のない世界における平和と安全」の構築に向けた不可欠な一歩となる。言い換えれば、今求められているのは、具体的な権利、義務、責任の共有を伴った、すべての人々に対する安全の保証である。

検証を伴う保有核兵器の削減、無力化、解体という実際的措置は、国家および国際の安全保障が非核化に向かう不可逆的なプロセスにおいてきわめて重要ではあるが、実行には時間を要する。多国間で交渉され、普遍的に適用される核兵器禁止条約という概念が、現実的かつ実現可能であるという認識が広がりつつあるが、これも同様に時間を要する。無論、私の生きている間に核兵器禁止条約の実現を祝う日が来るという大きな期待を抱いてはいけない理由はない。だが、そのような条約が成立し完全に廃棄されるまでの間、核兵器を保有し続ける少数の国々は、それら兵器の安全な状態に置きつけなければならない。

核兵器の削減が進むなかで、核兵器保有国がドクトリンと政策において核兵器の果たす役割がなくなったと認識し、それを行動で示した時こそが真の転換点となる。初期段階として、実行されるべき措置は、核兵器の使用はいかなる場合においても人道に対する犯罪であるという、広く受け入れられている事実を法的に認定することである。

NPTは核の使用に言及していない。この問題についての議論は、国際司法裁判所(ICJ)において行われてきた。1996年7月に発した画期的な勧告的意見において、ICJは、ほとんどすべての状況において、核兵器の使用は国際人道法違反となるとの判断を示した。しかし、同時に国家の存続に関わる場合にはそれが許されるかもしれないという抜け穴となりそうな条件が残された。英国が明らかにしている核抑止ドクトリンでは、ICJとよく似た文言を用いて、新世代のトライデントの調達が正当化されている。核兵器を先制攻撃または報復に使用するという冷戦下のドクトリンが再び導入され、未だに公然と、あるいは、ひそかに語られているのである。指導者の一部はそのような選択肢を公然とは持ち出さないことにしているように見える。しかし、将来、選挙で核兵器推進のタカ派が権力の座に座れば、このドクトリンが復活することは英国以外では周知のことである。核兵器を非人道的兵器に分類し、その使用の合法化の検討の可能性そのものを絶つという我々共通の決意に従い、核兵器使用へのこのような抜け穴をふさぐことができるのが国際法である。

核兵器の使用は人道に対する犯罪であると宣言したからといって、核の危険が一夜にしてなくなるわけではな

い。しかしそれは、核兵器を政治的な地位や欲望の輝けるリストから削除する上で大きな影響を及ぼすことになるであろう。そうなれば、核兵器は良識ある人々あるいは文明人ならば、決して使用したいとは思わず、使用することもできない恐怖の兵器として扱われることになる。核抑止に固執する者は、今こそ目覚める必要がある。

カーター、レーガン両大統領に助言を行い、核の交渉で有名な米国のマックス・カンペルマンが認めるように、これこそが、テロリストと核供給者に対するより効果的な防衛策、すなわち核抑止論者が主張する、テロリストや「ならず者国家」による核兵器の使用を抑止するための最も効果的な方法の一つである。具体的には、ニュルンベルク裁判で示された原則に従い、また最近設立された国際刑事裁判所(ICC)によって、核兵器の使用を人道に対する犯罪と規定し、政府、国家のみならず非国家集団の指導者、核兵器の供給者や仲介者の責任を問うことである。

独裁者やテロリストは、個人としての責任を問われ、屈辱的な公判にかけられ、処罰されかねないということを最も恐れ、嫌っている。核兵器の使用が人道に対する犯罪であると宣言されれば、ICJ勧告はその論理的帰結に導かれ、NPTは強化されることになる。そうすれば、核兵器使用の抑止、核の否定、核不拡散は大幅に強化され、すべての人にとって差別的でない、人道的な安全の保証が提供されるであろう。

これは新たなアプローチによる安全の保証の「消極的」側面である。これらは「積極的」な安全の保証の義務を伴うものでなければならない。すなわち、すべての国家と人々が、核兵器による威嚇や攻撃にさらされた国家を援助するとともに、核兵器による威嚇とその使用の責任者を特定し、訴追するという義務である。責任者には、威嚇や攻撃の実行と意思決定に関与した者のほか、兵器製造者や資材供給者、その協力者も含まれる。

このようなアプローチは、消極的、積極的な安全の保証に関する誓約ならびに責任を、NPTが公認した5核兵器国

## ICCローマ規程を含む国際人道法は、核兵器の「合法的使用」という抜け穴をふさぐために有効に活用できる。

(NWS)だけではなく、すべての国家と人々へと広げる。5つのNWSによる「消極的安全の保証」の宣言を確認した1995年の「国連安保理決議984」は、NWSがその核戦力をもって攻撃や威嚇にさらされた国々を援助するべきであるという言外の意味合いを後退させ、援助を提供することができる国はNWSだけではないことを認めたという点において、NWSによる積極的安全保証を確認した「決議255」よりは進歩的なものであった。しかし、このような安全の保証に対する従来の取組み方では、NNWSは懇願する他に為すべがなく、恩恵はもっぱらNWSによって施され、それを可能としているのは核兵器だという居心地の悪い印象が依然残される。核兵器の価値を減じようとしている21世紀において、我々は核兵器に魔法のような安全保障能力を賦与

独裁者やテロリストは、個人としての責任を問われ、屈辱的な公判にかけられ、処罰されかねないということを最も恐れ、嫌っている。

し続けるべきではないし、核兵器の保有者だけに超越的な権利と責任を伴う特別な地位を与えるべきではない。

多国間の交渉を必要とし、往々にして煩雑で多くの時間を要し、また、政治、技術、検証、履行に関するさまざまな試練を乗り越えなければならない核兵器禁止条約とは異なり、核兵器の使用を非難し、非合法化するというプロセスは、多国間の規範形成に向かって、勇気ある指導者たちが一方的措置を講じる機会を提供する。これは、非核兵器国が——さらに言えば市民や市民運動が——支持を表明することのできる重要なイニシャティブであり、強固な倫理的規範を形成し、核軍縮イニシャティブに新しい空気を吹き込むものになる。

一部の識者や政府高官が、宣言的政策は撤回可能なことから、それが書かれた紙以上の価値はないと軽視するのは今に始まったことではない。しかし、当然のことながら、交渉によって取り決められた条約には多くの場合は脱退条項があり、ある国の死活的利益が脅かされる危険があることは、条約脱退の正当な理由として上げられている。過去において、また実際問題としても、宣言的政策が有効であるかどうかは、それが広く理解され、慣習法、慣習的規範および慣行に組み入れられるか否かにかかっている。保有国にとっては、核を捨てるときには、彼らが安心できるへ理屈があるかも知れない。もちろん核兵器が物理的に存在するかぎり、いかなる核のタブーや宣言があっても、使用の可能性はあることは誰もが知っていることである。

既存の保有核兵器を削減、廃絶するには時間がかかり、これが行われている間、一国あるいは少数の国に兵器が貯蔵されて物理的に存在しているかぎり、引き続きある種の存在論的抑止力を提供する（核抑止という概念が成り立つ限りにおいてだが）。この場合でも、万一の場合に備えずと核兵器を手放さないとの立場が正当化されることにはならない。核兵器禁止条約の締結に先立つ過渡期においては、NWSが運用する軍事および安全保障政策はあらゆる意味において「非核」になるだろう。そして関係国が現実世界における実効的な抑止ならびに安全保障に寄与する核兵器以外の手段を開発し、信頼あるものにするのを可能にするであろう。

### 核兵器の使用を いかに非合法化するか

取りうるアプローチは幾つかある。一つの方法として考えられるのは、ICC設立の基礎となった1998年のローマ規程における「人道に対する罪」の定義を修正するというものである。もう一つの選択肢は、マックス・カンペルマンが提唱しているように、核兵器の使用を人道に対する犯罪と確認する、あるいはそのように規定する立法を安全保障理事会を通して行うというもので

ある。

通常採用されるもう一つの方法としては、個々の政府が国家の政策として、核兵器のいかなる使用をも人道に対する犯罪として扱おうと宣言するというものがある。このような一方的な宣言がその効果を発するに十分な数に達すれば、規範は事実上国際慣習法に組み入れられたことになる。

さらに、政府と市民社会は、核兵器の使用が「人道に対する犯罪」に、含まれるよう国際人道法における理解を強める方法を検討することもできる。これらのアプローチは相互に矛盾するものではないが、かかる時間や効果には差が生じるかもしれない。

### 1998年・ローマ規程の修正

ローマ規程に関する交渉において、核兵器を人道に対する犯罪の定義に盛り込もうとする動きがあった。それが失敗したのには二つの理由があるが、本論には当てはまらない。第一に、核兵器の使用ではなく核兵器そのものに焦点を当てたことによって、この提案は実施不可能、あるいは時期尚早なのではないかと懸念する声が多く出された。というのは、核兵器の廃絶に求められるプロセスを定めた核兵器禁止条約の制定に先立って、この原則が適用されれば、NWSや他の保有国において核兵器の安全や取扱いに責任を負う者が罪を問われるという問題が生じるという議論である。第二に、遡及的に適用して、広島・長崎に対して核兵器を使用したことで米国を裁判にかけようとする動きが生じることにならないかとの懸念があった。ICCの罰則は遡及的に適用されることはないし、またそうすべきでもない。一部のNGOがこのような考えを實行しようしたり、米国の指導者から謝罪を求めようとしたりすることに悪意はないとしても、それは非生産的であり阻害要因になる可能性がある。今は、核兵器の使用による人道に対する犯罪が将来起こることのないようにする最も効果的な方法を見つけることの方が重要である。

「ICCローマ規程・説明覚書」によれば、「人道に対する罪」とは、「人間の尊厳に対する重大な攻撃、または重大な屈辱もしくは一人以上の人間に対する人間破壊に当たるという点で、特に憎むべき犯罪である。これは単独または散発的に起こる事象ではなく、政府の政策（違反行為の実行者が、その政策に従って行動したと認識していない場合でも）の一部か、政府または事実上の権力によって容認あるいは黙認されている大々的な残虐行為の一部かのいずれかである…」。

人道に対する犯罪の定義を修正して核兵器の使用を盛り込むには、ローマ規程締約国の3分の2の賛成が必要である。ICC締約国の108か国（執筆時）のうち大多数はNNWSであり、2010年初めにウガンダのカンパラで開催が予定されている初のローマ規程再検討会議でこの問題を議題にのせ、採択させることを目指して活動を開始する

個々の政府が国家の政策として、核兵器のいかなる使用をも人道に対する犯罪として扱おうと宣言するという方法がある。

ことができる。

### 核兵器使用に関する国連安保理決議

核兵器使用に関する決議を安全保障理事会で成立させるためには、常任理事国である5か国のNWSの拒否権を考慮する必要がある。このような方法をとるためには、市民社会とNNWSが理事会に議決を促す圧力をかけなければならないが、一度で成立するとは想定しがたい。従って提唱者は粘り強く、周到な戦術をとる必要がある。しかし、テロについての懸念が強まり、核兵器廃絶への支持がますます高まっている昨今、このような構想を不可能であると一蹴することは誰にもできない。女性、平和、安全に関する「決議1325」を思い起こそう。この決議は、女性団体やいくつかの主要なNGOおよび政府が、周到かつ断固とした戦略を実行した結果として、2000年10月31日に全会一致で採択されたのである。

この種の決議では、前文において、核兵器使用を国際の平和と安全に対する脅威と見做し、過去の文書からの引用によって、核兵器の使用または使用の威嚇が起らないこ

とを保証する最も効果的な方法はその完全廃棄の実現であるとの認識を示すことがおそらく必要になるだろう。また、核兵器の全面禁止および廃絶を規定する国際的な法的文書または条約の締結までのあいだ、決議は核兵器の安全な保管および取扱いに責任を負う者には適用されず、使用の意図をもって核爆発装置に関わる調達、供給、作戦活動に従事する者に適用されるとする規定がおそらく必要になるだろう。そのうえで、決議では、すべての国家に対し——また、国内法の制定を通じてすべての個人に対し——核兵器の使用も使用の威嚇も行わないという義務を明確に定めなければならない。さらに、核兵器の使用を防止し、核兵器による威嚇や攻撃を受ける者を援助し、攻撃や威嚇の実行者と核兵器の供給者、およびその支援者を司法の手にゆだねるというすべての人々が負う義務および責任を明確に示す文言が続くべきである。

このようなやり方の最近の前例として、安保理が採択した大量破壊兵器に関する決議1540(2004年4月)がある。これは既存の条約を強化し、義務と刑罰を個人や企業にまで拡大するというものであった。そうすることによって、

## CD(ジュネーブ軍縮会議)、 4重要議題に関する 「作業計画」を採択

5月29日、ジュネーブ軍縮会議(CD。65か国が参加)は、09年の作業計画を全会一致で採択した(下の囲みに抜粋)。この作業計画には、検証可能な兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉開始を含む、CDの4つの重要議題に関する実質的な作業の開始が盛り込まれた。約10年にわたり事実上の機能停止を続けてきたCDが、ようやく正常化の一步を踏み出したことになる。

本誌がこれまで報じてきたように、唯一の多国間軍縮交渉の場であるCDでは、1999年以降、①核軍縮、②FMCT、③宇宙における軍備競争の防止(PAROS)、④消極的安全保証(NSA)という4つの重要議題の優先順位や作業計画の内容をめぐって各国が対立を続けてきた。他方、こうした膠着状況を打開すべく、「アモリム提案」(2000年)、「5大使調停案(A5案)」(02年。03年に修正案)、「議長による暫定決定」(07年)といった議長のイニシアティブによる妥協案が提示され、合意形成の努力が重ねられてきた。重要課題4件についてそれぞれに特別委員会を設置するが、FMCTについてのみ条約の交渉任務を持たせ、他の特別委員会にはそれぞれ限定的な任務を持たせる、というこれら妥協案の基本的構造が、今回合意された作業計画のベースとなっている。

今回の前進は、昨今の核軍縮に向けた国際気運の盛り上がり、とりわけ、ブッシュ時代から一転、検証可能なFMCTに支持を示したオバマ政権の姿勢を受けたものといえよう。合意された作業計画の文中にある「文書CD/1299」とは、「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な」条約の交渉をCD特別委員会の委託任務とするとして95年の「シャノン報告」(専門コーディネータを務めたカナダ大使の名前からこう呼ばれる)のことを指す。この目標は2000年のNPT再検討会議最終文書でも確認された

国際合意であったが、ブッシュ政権下の米国は検証可能なFMCTに繰り返し否定的な見解を示してきた。

検証可能性の問題とともに、FMCTにおけるもう一つ重要な争点で、過去に生産された兵器用核分裂性物質の扱いである。上記シャノン報告は「過去の生産についての考慮」を「特別委員会で提起することを妨げるものではない」と述べている。米ロをはじめ、現在有り余る核物質を持っている核保有国に対しては、兵器用核分裂性物質の「将来の生産禁止」だけでは核軍縮に向かう義務が十分に強化されないことは明らかである。今後のCDでの条約交渉において、各国がいかにこの問題に切り込んでゆけるかにも注目したい。(中村桂子) ㊦

### 2009 会期の作業計画の設置に関する決定案 (抜粋)

CD/1863

2009年5月19日

(前略)

1. 「核軍備競争の停止と核軍縮」と題する議題1の下で、多国間的な性格を持つ将来的な作業の可能性に向けた諸アプローチを含め、廃絶の究極的目標をめざし核兵器を削減する、漸進的かつ系統的な努力に向けた実際の措置に関する意見と情報の交換を行う作業グループを設置する。

(略)

2. 「核軍備競争の停止と核軍縮」と題する議題1の下で、1995年3月24日の文書CD/1299とそこに含まれる任務に従って、核兵器及びその他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を行う作業グループを設置する。

(略)

3. 「宇宙における軍備競争の防止」と題する議題3の下で、宇宙における軍備競争の防止に関するあらゆる問題について、制限を排して、実質的な議論を行う作業グループを設置する。

(略)

4. 「非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇を行わないという保証を供与する有効な国際的とり決め」と題する議題4の下で、国際的に法的拘束力のある条約に関するものを除外せず、この議題のあらゆる側面に関連する勧告を策定してゆくために、制限を排して、実質的な議論を行う作業グループを設置する。(後略)

[www.unog.ch/80256EE600585943/\(httpPages\)/B8B81436293BCD6AC1256F5600559BF9?OpenDocument](http://www.unog.ch/80256EE600585943/(httpPages)/B8B81436293BCD6AC1256F5600559BF9?OpenDocument)

## 「先行不使用」(ノー・ファースト・ユーズ)協定の採択は、核抑止の「第2撃」思想と両立しうる。核兵器の使用は場合によっては許されるという考えを延命させる。

国家と同様に非国家テロリストの問題に対処したのである。(注:決議1540は国家を対象にしていない。)

### 結論

提唱者というものは、時に、特定の目標に執着するあまり、それを達成することがもはや大した前進にはならず、かえってより大きな目的の成就を遅らせる場合があることに気づかないことがある。核不拡散についてもそうである。安全の保証といえば、NWSからNNWSへの安全の保証を重要視した多国間条約という冷戦時代の目標か、インドが長く提唱してきた「核兵器使用禁止条約」を求める総会決議のいずれかの話へと飛躍する人が多い。そして始まるのが、そのような条約に対する賛成、反対の立場についてのおなじみの、しかし生産的ではない議論である。同様に、多くの人々はNWSによる先行不使用協定をあまりにも長く提唱してきたので、核兵器の使用を非合法化すべきだと

いう議論を聞くと、そういう議論のことだと決めてかかる。

はっきりさせておこう。先行不使用協定が安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を低下させる一つの方法として魅力あるものとみなされる理由は理解するが、冷戦時であれば非常に重要であったはずのこの方法も、今では

核の危険をわずかしつか減じない。先行不使用協定の採択は抑止の「第2撃」思想と両立しうる。抑止が失敗したときの核兵器の報復的使用の合法化は、核軍縮の妨げになると同時に、核兵器の使用は場合によっては許されるという危険な考えを生き続けさせることになる。しかし、そのような報復によって多数の市民が無差別に殺される。それは残虐な復讐行為に等しく、合理的な防衛手段ではない。安全保障政策にこのような選択肢を残しておくのは、道義的メッセージを台無しにし、核兵器に悪の汚名を着せようとする努力を弱めるものである。

今こそ冷戦思考から脱却し、新しい視点から、安全の保証のあり方と、どうすれば、我々皆の責任において、核兵器の使用と使用の威嚇を防ぐことができるかを考えてゆこうではないか。(訳:鵜飼礼子、ピースデポ) ㊦

### 資料 中曽根外務大臣政策演説 ゼロへの条件—世界的核軍縮のための「11の指標」(抜粋) 2009年4月27日

※以下は、4月27日に中曽根外相が東京で行った演説からの抜粋である。外相は、前号で紹介した「11の指標」提示に先立って、北朝鮮情勢や世界の核状況について次のような認識を述べた。

(前略)

しかし、奇しくも、オバマ大統領が演説をしたのと同じ日に、北朝鮮がミサイルを発射しました。北朝鮮が、安保理決議第1718号に違反して、発射を強行したことは、地域の平和と安定に対する重大な挑戦であり、不拡散という観点からも断じて見過ごすことはできません。日本を含む国連安保理は、この挑発行為に対し、全会一致で、極めて明確で強い内容の議長声明を发出了しました。北朝鮮の弾道ミサイル開発と核開発は、互いに相まって、東アジア地域のみならず国際社会全体にとって重大な脅威となっています。北朝鮮が国際社会のメッセージを真剣に受け止め、関連の国連安保理決議と六者会合の合意を完全に実施し、具体的な行動をとることを、また、すべての関係国が安保理決議に盛り込まれた措置を速やかに実行することを強く求めるところです。

戦後、我が国は、経済大国となっても、世界で唯一の被爆国として、「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を堅持し、原子力の平和利用に徹してきました。核兵器のない世界の実現は、我が国の悲願であり、この目標を目指して、我が国は、積極的

な核軍縮外交に取り組んできました。我が国は、現在の核軍縮の機運を、更に世界的で、持続的なものとしていくべく、大いに貢献していきたいと考えます。また、それによって、我が国を取り巻く安全保障環境を改善していきたいと考えます。

そこで私は、一年後の2010年NPT運用検討会議を何としても成功させたいとの思いから、高まりを見せる核軍縮の機運を更に盛り上げ、世界的に広げて定着させるべく、本日、この問題に関する我が国の考え方を国の内外に明らかにする、「11の指標」を提案することに致しました。本日の私の話の中では、まず最初に、現下の核兵器を巡る情勢に簡単に触れ、その上で、世界的核軍縮を進めるための「11の指標」を提案したいと思います。(略)

第一点目として、NPT上の5つの核兵器国の動向に触れたいと思います。冷戦終了後、米国とロシアの間での安全保障上の核兵器の役割は大幅に低下してきました。両国は、第一次戦略兵器削減条約及びモスクワ条約により配備された戦略核弾頭数を大きく削減してきました。イギリスとフランスも透明性のある形で核兵器削減を行ってきています。しかし、中国の戦略的方向性は不透明な一方、核軍縮の近代化を進めており、これまで核兵器削減に取り組んでいません。また、情報開示を一切行っていません。

第二に、先ほど申し上げた北朝鮮の核開発と同様に、イランの核問題も国際社会にとって喫緊の課題です。(略)

第三に、NPTの枠外に留まり続けているインド、パキスタン、イスラエルという3か

国の問題もあります。インドとパキスタンが、核実験モラトリアムを宣言しつつも、核兵器を持った形で紛争の火種を抱えていることは、世界にとっても懸念事項です。イスラエルもNPTに加入していません。我が国は、この3か国が、非核兵器国としてNPTに加入することをねばり強く追求する考えです。

第四に、2001年9月11日の米国におけるテロ事件以後、大量破壊兵器を使用するテロへの恐怖が現実味を増しています。(略)

このように核軍備の増強や新たな核の拡散が続けば、冷戦時とは異なる、多様な核の脅威の増大を招きかねません。広島・長崎における被爆を経験した日本は、核の惨禍を身をもって知っています。国際社会は、一致団結して、核のこれ以上の拡散を凍結し、過剰に蓄積した核を大幅に削減し、核を使ったテロリズムという深刻な危険を未然に防止し、核兵器のない世界に向けて前進していく必要があります。もちろん、核軍縮・不拡散を進めていく際には、現実の安全保障環境を踏まえる必要があります。先程述べた東アジアの状況にかんがみれば、我が国にとっては日米安全保障体制の下における核抑止力を含む拡大抑止が重要であることは言うまでもありません。こうした観点も踏まえつつ、今や、国際的な核不拡散体制を維持・強化しつつ、核兵器のない世界という到着点と、そこに至るまでの過程の両方において、国際的安定を維持できるような現実的な核軍縮の方途を、より具体的に検討すべき時期が到来していると考えます。(後略)

# 安保理、北朝鮮制裁新決議を採択

## —あらためて問われる「基本問題」

6月12日午前(日本時間13日未明)、国連安保理は、北朝鮮の2度目の核実験に対する制裁決議(決議1874)を全会一致で採択した。決議全文は、本誌校了の段階では入手不能である。そこで、報道に基づく要点のまとめと、06年10月の決議1718と新決議を対比した米 국무省の「ファクトシート」を下の囲みに示す。決議の翻訳は次号に掲載する。

決議をめぐる約2週間に及ぶ協議の最大の関心は、制裁に一貫して慎重姿勢だった中国の動向を含めて、「歩調を乱さずに制裁を実効あるものにする」ことにあった。

しかし、ここで基本的な問いを発しなければならない。この決議が、北朝鮮の「6か国協議への復帰」と「核プログラム放棄」に真に道を開くものなのか。そもそも「制裁」は答えなのか、国際社会がなすべきなのは「圧力」なのか…

北朝鮮の核実験は、時代錯誤的な、人類に対する背信行為であることは明らかである。しかし、私たちが北朝鮮に対するのと少なくとも同じだけの決意と情熱をもって、批判してゆかねばならない相手がいる。それは2000回以上の実験を繰り返し、その結果として手に入れた核兵器庫を背景に権勢を謳歌している国々、そしてそれに追従してともに「制裁」を主導している国々(例えば日本)である。

北朝鮮はこの決議に対して、直ちにウラン濃縮の着手を含めた核計画強化によって応えた(6月13日「朝鮮中央通信」)。このような即事的「逆効果」にとどまらない、より深い視点から、決議1874とそれに至る全過程は検証される必要がある。その基本は「核兵器は誰の手にあってもいけない」という原則である。(田巻一彦)Ⓜ

### 北朝鮮制裁決議(決議1874)の要点 2009年6月12日、国連安全保障理事会

- 5月25日の北朝鮮の2度目の核実験を、国連決議に対する目に余る違反、無視としてもっとも強い言葉で非難。
- 北朝鮮が、二度と核実験及び弾道ミサイル技術を用いた発射を行わないよう要求。
- 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連する活動を凍結し、ミサイル発射凍結を再開するよう要求。
- 北朝鮮に、核不拡散条約脱退の即時撤回と、IAEA保障措置体制への早期復帰を要求。
- 北朝鮮に、すべての核兵器と核計画を完全かつ検証可能で後戻りのできない形で放棄することを要求。
- 北朝鮮に、6か国協議への即時・無条件復帰を要請。

- 北朝鮮が、他国に対しいかなる兵器及び兵器関連物資の輸出も、兵器及び兵器関連物質に関連する技術的訓練、助言、役務提供もしくは援助も行おうことを禁止。
- すべての国による小火器及び軽兵器を除く兵器及び兵器関連物質の北朝鮮への譲渡、販売並びに供給を禁止。小火器及び軽兵器の移転については、5日前までに国連制裁委員会への届け出が必要。
- すべての国に対して、国内法及び国際法に従い、当該貨物に禁止物資が含まれるとみなしうる合理的な根拠となる情報がある場合には、自らの空港、港湾もしくは陸地内において、北朝鮮に向けて、または北朝鮮から、輸送される貨物を検査するよう要請。
- すべての国に対して、船舶に積載された貨物に禁止物資が含まれると信じうる合理的理由がある場合には、公海上において、当

- 該船舶の旗国の同意を得た上で、それら船舶を検査するよう要請。
- 加盟国に対して、当該船舶が禁止物資を運搬していると信じうる合理的な根拠がある場合には、北朝鮮船舶に対する、燃料もしくは補給物資の供給もしくは役務を提供することを禁止。ただし当該役務提供等が、人道的目的でなされる場合は例外。
- 加盟国に対して、北朝鮮の核、弾道ミサイル、もしくは他の大量破壊兵器関連活動に貢献しうるような財政支援活動を行わないよう要請。ここでは、各国内に存在する金融資産などの凍結が含まれる。
- 加盟国及び国際金融・貸付機関に対して、人道及び開発目的を除く新たな財政支援、資金提供取極めを行わないよう要請。(メディア報道を元に編集部がまとめた)

### 決議1874 と決議1718 の比較

出典：米 국무省「ファクトシート」[www.state.gov/r/pa/prs/ps/2009/06a/124709.htm](http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2009/06a/124709.htm) / 訳：ピースデポ

	決議1718	決議1874
兵器禁輸	北朝鮮から及び北朝鮮への、下記物資の移転禁止： 1) 列挙された分野の武器(例：戦車など) 2) 大量破壊兵器、弾道ミサイル並びにそれらに関連する物資及び贅沢品(贅沢品は北朝鮮向けのみ)	●北朝鮮からのすべての兵器の移転禁止。 ●小火器及び軽兵器を除くすべての兵器の北朝鮮への移転禁止。 ●小火器及び軽兵器移転は国連・対北朝鮮制裁委員会に事前に届出が必要。
検査	制裁遵守のため、各国に、北朝鮮から、あるいは北朝鮮に向かう貨物の検査を含む協力を要請。	●船舶が禁止物資を積載しているとの合理的な根拠があるときには、各領域内での検査を実施するよう各国に要請。 ●公海上での検査への事前同意を船舶の旗国に要請。 ●船舶の旗国が、前記公海上での検査への事前同意を拒否する場合には、当該船舶を検査に適した港に移動させることを義務づける。 ●船舶検査結果及び他国による公海上検査への同意拒否に関する報告の透明性を向上。 ●禁止物資の押収、差し押さえの義務と権限を各国に付与。 ●禁止物品の積載の疑いのある船舶への支援(燃料、水の提供)を行わないことを各国に義務づける(人道目的の物資を除く)。
資金面での措置	対北朝鮮制裁委員会によって指定された個人、法人に限って資産を凍結。	●すべての国に、北朝鮮の拡散活動に貢献する可能性のある資金贈与、貸付、もしくは公的資金提供を行わないよう要請。 ●すべての国に、禁止された北朝鮮の計画(制裁委員会が明示的に指定した以外の計画を含む)に貢献する可能性がある場合には、資産凍結を行うなど、資金に関連する役務を拒否するよう要請。



# 比較にならないことに 惑わされるな

去る5月28日のお昼近く、偶然テレビをつけてみると国会中継がっていた。ちょうど福島みずほ社民党党首の質問に対して、麻生太郎総理が答えている場面だった。

福島さんは自党の土井たか子元党首が北東アジア非核兵器地帯構想の推進者であったことを引用しながら、麻生さんにこの構想を取り上げる意思はないかと尋ねた。麻生さんはチラとメモ用紙に目をやった後、「その件に関しましては日本政府として進めている最中であります」と、いとも簡単に言っただけ。それはないだろう、というのが筆者の率直な気持ちだった。日本政府が国連総会に提出している「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」(08年)と題する決議では、6か国協議の前進という表現(間接的に朝鮮半島の非核化を求めているかも知れないが)はあるものの、日本も含めた北東アジアの非核兵器地帯化など何一つ触れられていないからだ。

更に麻生さんは言葉を次いで、「大量破壊兵器、いわゆる核を含む巨大な軍事力の存在に北朝鮮という問題が出てきておりますので、核兵器だけを他の兵器と切り離して取り扱うのは現実的ではありません」と、ブッシュ政権が核、生物、化学兵器を一括して「大量破壊兵器」と呼称し、それら3者がさも同等であるかのような錯覚を与えた効果が、ここでも発揮された形の答弁であった。麻生さんのメモ用紙は、外務省なのか防衛省なのかの役人が書いたものであろうが、そこには或るレトリックが用いられているのを見落してはならない。つまり北朝鮮を対象にした質問であることが明白なのに、答えは地上戦を想定して生物、化学兵器の惨害を核と同様に強調しようとする意図がうかがえる。

なるほど、一般の人たちが連想するのは、イラン・イラク戦争の折、イラクのフセイン軍が化学兵器を用いたために、多数のクルド兵が犠牲になった悲惨な映像であるに違いない。

だが相手を北朝鮮とした場合、直ちにそうした地上戦を想定することはいかにも現実離れしている(もっとも村上龍さんの小説を読み過ぎた人は別かも知れないが)。海を隔てた彼の国からの攻撃があると仮定したら、爆撃機によるか、またはミサイルの弾頭に生物、化学兵器を積んで発射するかのであろう。ところが北朝鮮の空軍力は、どの軍事専門家によっても問題にならないという。だとすれば残るはミサイルというわけだが、上空から飛来するものは地上戦のそれとは条件が大きく異なる。

筆者は或るキッカケから、自分の専門領域に近い生物兵器、次いで化学兵器、そして最後に核兵器問題を取り扱うようになった経緯がある。その知識から言えることは、上空からのミサイルによる生物兵器の使用は、効果の点から先ず期待する方が無理だ。地上戦においてさえ、気流の関係によって自軍の方に損害を生じたりする不確かさがあるのに、上空での爆発となると微生物の有効な散布は技術的に不可能に近い。では化学兵器はどうか。上空で爆発した瞬間に蒸発してしまうガスが多いが、粘性の強いガスでは時に一定区域を汚染する可能性もあるが、その精度は低い。従って攻撃の主力手段としては使えない。これに対して核搭載のミサイルは、破壊力が確実に期待できる上に即効的に甚大な惨禍をもたらす点で、その効果は前2者とは比較にならない。

このように見えてくると、何を措いても阻止しなければならないのは、北朝鮮がまだその技術をクリアしていないとみなされている核弾頭の小型化である。徒らに強硬論を振り回している内に、彼等の技術的開発の時間を与えてはならない。即効的には6か国協議への復帰を計り、抜本的には北東アジアの非核兵器地帯化に向けて、今こそその英知を結集すべきである。



特別連載エッセー●38

つちやま ひでお  
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

## 被爆地の一角から

土山秀夫  
(題字も)

# 日誌

2009.5.21~6.5

作成 塚田晋一郎

ASEAN=東南アジア諸国連合/CD=ジュネーブ軍縮会議/CFR=外交問題評議会/FMCT=核分裂性物質生産禁止条約/IAEA=国際原子力機関/ICNND=核不拡散・核軍縮に関する国際委員会/LANL=ロスアラモス国立研究所/LLNL=ローレンス・リバモア国立研究所/MOX=ウラン・プルトニウム混合酸化物/PSI=拡散防止構想/SACO=沖繩に関する特別行動委員会/WP=ワシントンポスト

- 5月22日 ICNND北東アジア地域会合が北京で開幕(23日まで)。
- 5月23日 IAEAが、新たな原子力発電導入に核燃料の安定供給を約束する「核燃料バンク」設置を理事国に提案したことが判明。毎日。
- 5月23日 仏からのMOX燃料輸送船、九州電力玄海原発(佐賀県)に到着、陸揚げ作業。
- 5月24日 マレン米統合参謀本部議長、ABCテレビで、イランが1~3年で核兵器開発を完了するとの認識を示す。
- 5月25日 朝鮮中央通信、北朝鮮が地下核実験を実施、成功したと発表。
- 5月25日 聯合ニュース(韓国)、北朝鮮が短距離ミサイル2発を発射と報道。
- 5月25日 日本政府、気象庁が北朝鮮の核実験による可能性のある地震波を探知と公表。
- 5月25日 防衛省、日本上空の放射能を調査するため、空自三沢、百里、築城各基地からT4練習機3機を出動させる。
- 5月25日 李・韓国国防相、有事の際に北朝鮮の核兵器貯蔵が疑われる施設も攻撃対象として想定していることを明らかに。
- 5月26日 聯合ニュース(韓国)、北朝鮮が短距離ミサイル2発を発射と報道。
- 5月26日 ヘッカー元LANL所長、北朝鮮の核爆発は2~4キロトン規模と分析。米WP。
- 5月26日 韓国、PSIへの全面参加を発表。
- 5月26日 国連安保理緊急会合。北朝鮮核実験実施を全会一致で非難。
- 5月26日 衆院本会議、「北朝鮮核実験実施に対する抗議決議」を全会一致で採択。
- 5月27日 参院本会議、「北朝鮮核実験実施に対する抗議決議」を全会一致で採択。
- 5月27日 仏政府、核実験による被ばく者を対象とした核実験被害者補償法案を承認。

ICNND  
日本NGO連絡会  
公開セミナー3

## 原子力の民生利用と核兵器 -不拡散の取り組み強化-

7月7日(火)午後6時半~8時半

場所:渋谷区消費者センター 5階第1会議室  
(「渋谷駅」宮益坂口より徒歩5分)

### ◎報告と問題提起

勝田忠広さん(明治大学講師)/西尾漠さん(原子力資料情報室共同代表)/鈴木達治郎さん(東京大学公共政策大学院客員教授)

### ◎ディスカッション

参加費:一般800円/学生500円(事前申し込み不要)

主催●ICNND(核不拡散・核軍縮に関する国際委員会)日本NGO・市民連絡会

お問い合わせは  
ピースデポまで。

- 5月27日 北朝鮮、韓国のPSI参加を「宣戦布告とみなす」と警告。今後の軍事行動を示唆。
- 5月27日 仏からのMOX燃料輸送船、四国電力伊方原発(愛媛県)に到着。
- 5月27日 エバンスICNND共同議長、東京で河野洋平衆議院議長、岡田民主党政幹事長、福田前首相と会談。NGOと意見交換。
- 5月27日 朴ハンナラ党代表、米の韓国への核の傘を保障する政策を具体化するべきと発言。
- 5月29日 CDがFMCTの交渉開始を盛り込んだ作業計画の議長案を採択。(本号参照)
- 5月29日 LLNLで世界最大のレーザー核融合施設「国立点火施設(NIF)」の竣工式。
- 5月29日 聯合ニュース(韓国)、北朝鮮が短距離ミサイル1発を発射と報道。
- 5月30日 ゲーツ米国防長官、シンガポールでのアジア安全保障会議で「米国は、北朝鮮を核保有国としては認めない」と強調。
- 5月31日 1960年の「核持ち込み密約」を歴代外務事務次官らが管理、一部の首相、外相に伝えていた事が元次官証言で明らかに。共同。
- 6月1日 河村官房長官と藪中外務事務次官、核持ち込み密約の存在をそれぞれ否定。
- 6月2日 韓国・ASEAN特別首脳会議、北朝鮮による核実験や長距離弾道ミサイル発射を批判する共同報道声明を採択。
- 6月3日 マケイン米共和党上院議員、上院本会議で、核廃絶は「私の夢でもある」と演説。オバマ大統領は歓迎の声明を発表。
- 6月4日 オバマ米大統領、カイロで、イスラム教徒と米国の相互利益と尊敬に基づく「新たな始まり」を求める演説。
- 5月21日 米空軍嘉手納基地でF15、FA18などが相次ぎ離陸。在韓米空軍F16、12機が事前連絡なく飛来。
- 5月23日 小沢一郎民主党代表代行、日米地位協定を「基本的に見直すべき」と発言。
- 5月24日 米海軍オハイオ級原潜「ミシガン」、ホワイチビーチに寄港。
- 5月25日 北朝鮮核実験を受け、米大気観測機WC135W、弾道ミサイル観測機RC135Sなどが嘉手納基地を相次ぎ離陸。
- 5月26日 沖繩防衛局、普天間代替施設環境アセス準備書の県議会への説明会。与野党41人が出席。準備書への住民意見は5317通に。
- 5月26日 自民党国防防部会の防衛政策検討小委員会、新防衛計画大綱に向けた提言に、沖繩の離島への自衛隊配備の必要性を明記。
- 5月27日 北朝鮮核実験に伴い嘉手納基地に英空軍の放射性物質分析機WC10が飛来。
- 5月28日 米潜水艦特殊戦支援艦「Cコマンド」の25日からの那覇軍港入港が確認される。
- 5月29日 日米両政府、日米合同委員会で、普天間代替施設移転に伴い、キャンプ・シュワブに下士官宿舎など10棟の施設建設に合意。
- 5月30日 嘉手納基地に米ラングレー空軍基地のステルス戦闘機F22A・4機が飛来。
- 6月1日付 SACOで合意されたギンバル訓練場の返還条件となっていたブルービーチ訓練場へのへり着陸帯建設が着工。
- 6月2日 嘉手納基地にF22A・4機が飛来。

### 今号の略語

- ICJ=国際司法裁判所
- NATO=北大西洋条約機構
- NNWS=非核兵器国
- NPR=(米)核態勢見直し
- NPT=核不拡散条約
- NSA=消極的安全保障
- NWC=核兵器禁止条約
- NWS=核兵器国
- PAROS=宇宙における軍備競争の防止
- QDR=(米)4年毎の国防見直し
- RRW=信頼性代替弾頭
- CD=ジュネーブ軍縮会議
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- FMCT=核分裂性物質生産禁止条約
- IAEA=国際原子力機関
- ICC=国際刑事裁判所

### 核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-owner@list.jca.apc.orgに「入会希望」のメールを送ってください。  
http://list.jca.apc.org/manage/listinfo/abolition-japanからも手続きできます。

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org>、梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@com.home.ne.jp>  
田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

### 宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- 「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、鶴飼礼子、渡邊浩一、塚田津音子、津留佐和子、中村和子、梅林宏道